

社会福祉法人凌雲福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人凌雲福祉会（以下「法人」という。）の定める定款第8条の評議員の報酬及び第21条役員の報酬等について、定めたものである。

(理事会の出席報酬等)

第2条 理事長及び理事が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 監事が理事会以外の日において、法人監査等の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(旅費等)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のために出張もしくは出席する場合は、旅費等を支給することができる。

別表1

理事会出席報酬等	10,000円	日額
評議員会出席報酬等		
監事監査報酬等		

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。